

ごみの行方

地区ステーションから収集されたごみや直接施設に搬入されたごみは、左図のように処理されます。

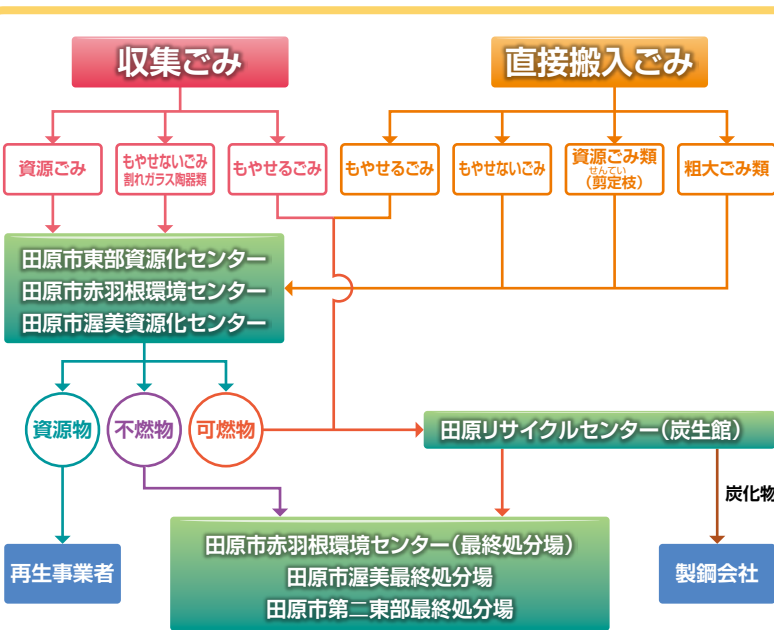
「燃やせるごみ」は田原リサイクルセンター「炭生館」で処理し、製造された炭化物は製鋼会社で利用されています。

市内3か所の資源化センターで分別処理された資源ごみは再生事業者に売却し再資源化を図っています。剪定枝

木は破砕チップ化し、畜産農業などの敷材として全量再利用されています。

どうしても資源化できないものは、不燃物として最終処分場で埋立処分されます。

本市のごみリサイクル率（ごみの排出量に占める割合）は、33・2%で、



可燃物
炭生館で炭化物にして電気炉製鋼会社に販売

不燃物
東部資源化センター、赤羽根環境センター、渥美資源化センターで中間処理し、処理後の不燃物は赤羽根環境センター（最終処分場）、渥美最終処分場で埋立て処分

資源物
再生事業者に売却

最終処分場の延命を図る

ごみ処理には環境への配慮が欠かせません。多くの人手とエネルギーが必要であり、処理過程で発生する有害物質を適正に除去しなければなりません。

現在、市内には3カ所の最終処分場がありますが、埋立量にも限界があります。また、今後、新たな最終処分場を造ることは非常に困難です。

最終処分場を少しでも長く延命させるには、市民一人ひとりが「不要なものを買わない」「繰り返し使う」「生



愛知県全体の23・4%を10ポイント上回っており、市民の皆さんのリサイクルに対する意識の高いことが伺えます。

しかし、炭生館に搬入される燃やせるごみの45%は紙・布類で、資源の無駄となつています。古紙・繊維類を資源と考え、リサイクルすることが必要です。

「ごみの減容」「過剰の包装の辞退」「分別徹底」などとして一層のごみの減量とリサイクルに努める必要があります。

現在、田原市ではごみ処理対策協議会を設置して、家庭ごみの受益者負担の公平化（有料化）、ごみの減量化対策などの検討を進めています。

ごみの排出抑制は、市民、事業者、行政が一体となつてごみの減量、資源化の推進に取り組んでいく必要があります。3R「発生抑制」「再利用」「再生利用」を推進し、長期的視野、総合的視野に立ったごみ処理対策を進め、循環型社会の実現を目指します。

3R運動



皆さんのできることから取り組みましょう。